

(運用基準 様式3)

令和2年10月30日

こども青少年局こども家庭課

横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）委託 契約結果

横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）委託について、公募型プロポーザル方式にて受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）委託

2 委託内容

ひとり親家庭の中学1年生の子に対し、家庭訪問による学習支援を実施する。

3 契約の相手方

株式会社トライグループ

4 契約金額

¥4,745,400

5 契約日

令和2年10月30日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社トライグループ	477	1
特定非営利活動法人教育支援協会南関東	453	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

開催日時	令和2年10月7日 13時～15時
開催場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所会議室
議事内容	提案者ヒアリング（提案書説明及び質疑応答）、評価、評価の集計
評価基準	別紙のとおり

8 問合せ先

こども青少年局こども家庭課（045-671-2390）

■評価基準(横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援)委託)

※採点は5段階で行ってください。

No.	項目	評価の着眼点	上限 配点	採点					採点 (a)	係数 (b)	採点結果 a×b
				不十分	不適切	普通	十分	最適			
1	団体の概要、実績、信頼性及び安定性 (様式4)	・本事業を委託する上で、学習・教育支援関連の活動実績及び行政からの受託事業等から、十分に信頼できることが見込まれるか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
2	財務状況 (財務諸表等)	・財務状況は良好か。	10	負債大 0		普通 3	黒字経営 5			2.0	0
3	業務実施の方針 (様式5)	・本事業で支援するひとり親世帯の児童及びその保護者が置かれている生活の状況や課題を十分に理解しているか。 ・本事業の目的を踏まえた業務実施の方針が、具体的かつ適切であるか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
4	業務実施内容 (様式6)	・具体的で実現可能なものになっているか。 ・児童に学習習慣を定着させるためのプログラムや効果測定の方法が、具体的かつ適切であるか。 ・個々の利用者に応じた学習支援の実施方法や達成状況の確認方法が、具体的かつ適切であるか。 ・ひとり親世帯の児童や保護者との接し方に、工夫や配慮がなされているか。	25	1	2	3	4	5		5.0	0
5	職員育成方針 (様式7)	・業務実施に必要な人員(従事に必要な知識、経歴、実績、人数等)の確保が見込めるか。 ・従事職員の役割や業務が、具体的かつ適切であるか。 ・従事職員に対する研修計画や業務履期間中のフォロー体制が、具体的かつ適切であるか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
6	関係機関との連携 (様式8)	・児童又は保護者から学習に関すること以外の相談があった場合など、親への相談支援を行う団体や関係機関との連携・情報共有が必要な場合の対応方法が具体的かつ適切であるか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
7	個人情報保護 (様式9)	・業務を通じて知り得た個人情報の管理方法、従事職員への個人情報保護に関する指導計画が、具体的かつ適切であるか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
8	新型コロナウイルス感染症への対応 (様式10)	・新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対策が、具体的かつ適切であるか。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により訪問による学習支援が困難になった場合の対応策が、具体的かつ適切であるか。	10	1	2	3	4	5		2.0	0
合計			120								0

■ 評価の方法について

1 配分の考え方

評価基準の配点の設定は次のとおりです。

評価項目	配点	比重
団体の概要等に関する項目 (No. 1, 2)	25	20.8%
事業計画に関する項目 (No. 3～8)	95	79.2%
合計	120	100.0%

【評価の目安】

非常に優れている	5
優れている	4
ふつう	3
劣っている	2
記述がない・要求に適合していない。	1

2 選定の考え方

評価委員会の各委員の得点の合計点を評価得点とします。

なお、同点の場合には、「事業計画に関する項目 (No. 3～8)」の評価点の合計が高い団体を選定します。それでもなお同点の場合には、「具体的な業務実施内容に関する項目 (No. 4)」の評価点の合計が高い団体を選定します。

3 最低基準

評価点に1 (最低評価) を付けられた項目が一つ以上ある団体又は全体の合計点に比べて得点が50%未満の団体は、原則として選定しません。

4 委員が欠席した場合の取扱

「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」第15条第1項を準用し、委員の定足数の5分の4の出席をもって評価委員会が成立したものとします。